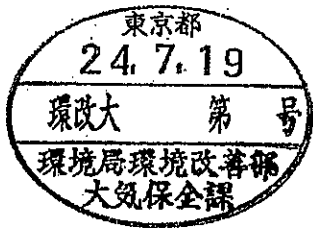
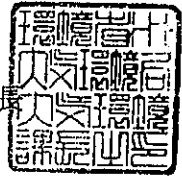


環水大大発第 120717001 号
平成 24 年 7 月 17 日

各 { 都道府県 } 大気環境主管部 (局) 長 殿
 { 政令市 }



環境省水・大気環境局大気環境課長



特定建築材料以外の石綿含有建材の取扱いについて

大気環境行政の推進につきまして平素よりご協力いただき感謝申し上げます。
大気汚染防止法に規定されている特定建築材料以外の石綿含有建材の取扱い
につきましては、「建築物の解体等に係る石綿飛散防止対策マニュアル 2011」に
おいて原則として湿潤化し手作業で取り外すこと等が規定されています。

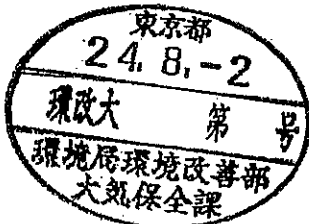
しかし、手作業で取り外した特定建築材料以外の石綿含有建材をフレキシブル
コンテナバックに入れるために破砕していることが見受けられ、石綿を飛散
させていることが懸念されています。石綿の飛散防止のため、取り外した石綿
含有成形板等は、壊さずに廃棄すること、またサイズが大きく運送などに当た
り、やむを得ず切断等する場合には、十分湿潤化し石綿の飛散を防止すること
などの取り扱いが必要です。

貴職におかれましては関係部局、労働基準監督署と連携し管下自治体及び建
築物解体業や産業廃棄物処理業等の関係団体に、特定建築材料以外の石綿含有
建材を破砕する等により石綿を飛散させないように周知していただきますようお
願い申し上げます。

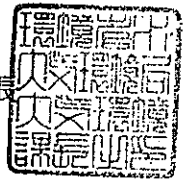


環水大大発第 120724004 号
平成 24 年 7 月 24 日

都道府県
各 大気環境主管部（局）長 殿
政令市



環境省水・大気環境局大気環境課長



石綿含有断熱材を使用した煙突（工作物）の解体等作業における
石綿の飛散防止対策の徹底について（通知）

環境省では、平成 23 年 6 月から東日本大震災の被災地におけるアスベスト大気濃度調査を実施しており、これまでに、建築物のアスベスト除去工事において、集じん・排気装置の不具合等によると思われるアスベストの飛散事例を 4 件確認しています。

この度、工作物である石綿含有断熱材を使用した煙突の解体において、集じん・排気装置の吸引能力不足、あるいは集じん・排気装置の不具合が原因と推定されるアスベストの飛散事例が 2 件確認されました。

これらの事例によって、周辺環境への影響が生じたものではありませんが、同種の事態の発生により大気の汚染が生じることも懸念されるため、工作物の解体に関しても対策を更に徹底する必要があります。

については、更なるアスベスト飛散防止の徹底を図るため、貴職におかれましては関係機関と連携のうえ、工作物の解体作業においても、下記について関係事業者への指導等の対応をしていただくようお願いします。

記

集じん・排気装置の保守点検については、平成 23 年 1 月 27 日付け基安化発第 0127 第 1 号、環水大大発第 110127002 号「石綿等が吹き付けられた建築物の解体等の作業等における集じん・排気装置の保守点検の徹底等について」及び平成 23 年 6 月 30 日付け基安化発第 0630 第 1 号、環水大大発第 110630002

号「石綿等が吹き付けられた建築物等からの石綿等の飛散及びばく露防止対策の徹底について」で都道府県労働局労働基準部長及び各都道府県・政令市大気環境部（局）長あて通知しているところである。

集じん・排気装置の運用、管理については、「建築物の解体等に係る石綿飛散防止対策マニュアル 2011」に詳細が掲載されており、本事例に関しては次の事項について特に留意願いたい。

1. 設置台数の決定

集じん・排気装置の能力は、最低でも4回換気を確保できるよう台数を決定する。

排気ダクトが長い場合、曲がりが多い場合等は圧力損失を考慮して排気能力を設定し、設置台数を算定すること。

2. 集じん・排気装置の配置計画

隔離された作業場では、セキュリティゾーンから空気を取り入れ、集じん・排気装置により清浄化した空気を排気する。そのため、集じん・排気装置はできるだけセキュリティゾーンの対角位置に設置し、作業場内で空気の溜まりを生じさせないように集じん・排気装置を配置するよう計画すること。

作業場の形状等から空気溜まりの生じる恐れがある場合は、集じん・排気装置を追加するか、吸気ダクトを用いて溜まり部分の空気を吸気する等の措置を講じることが必要となる。なお、集じん・排気装置設置後、装置稼働させ、スモークテスト等で作業場内の空気の流れを確認すること。

特に、セキュリティゾーン近傍に集じん・排気装置を設置した場合、空気がセキュリティゾーンと集じん・排気装置間でショートカットするため、作業場内全体の負圧が確保されないばかりか、隔離作業内に発生したアスベスト含有粉じんを吸引・ろ過することもできないため注意が必要である。

建築物の解体等に係る石綿飛散防止対策マニュアル 2011

(http://www.env.go.jp/air/asbestos/litter_ctrl/manual_td/index.html)

- | | |
|------------------------|---------------|
| (1) 集じん・排気装置の負圧化 | 78 頁から 82 頁 |
| (2) 集じん・排気装置の運用、管理 | 159 頁から 165 頁 |
| (3) 石綿含有建材除去作業等チェックリスト | 186 頁から 238 頁 |